

○厚生労働省告示第百九十五号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）の一部の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示を次のように定め、平成二十七年四月一日から適用する。ただし、第四及び第八の規定は、平成二十七年八月一日から適用する。

平成二十七年三月三十一日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整備等に関する告示

（中略）

第十一 特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四の四の四の(3)中「同法第八条の二第二項」を「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の介護保険法（以下「旧介護保険法」という。）第八条の二第二項」に、「同条第三項」を「介護保険法第八条の二第二項」に、「同条第七項」を「医療介護総合確保推進法附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法第八条の二第七項」に、「同条第十一項」を「介護保険法第八条の二第九項」に改め、第四の四の四の(4)中「第八条の二第九項」を「第八条の二第七項」に改め、第四の四の四の(7)中「介護保険法」の下に「第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業若しくは同号ロに規定する第一号通所事業を行う者又は医療介護総合確保推進法附則第十四条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護保険法」を加え、「又は」を「若しくは」に改める。

第十二 要介護被保険者等である患者について療養に要する費用の額を算定できる場合（平成二十年厚生労働省告示第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

別表第一備考第四号中「第八条の二第九項」を「第八条の二第七項」に改め、同表備考第六号中「第八条の二第十項」を「第八条の二第八項」に改める。

別表第二備考第四号中「第八条の二第六項」を「第八条の二第五項」に改め、同表備考第九号中「第八条の二第十項」を「第八条の二第八項」に改める。

（以下略）